別表第１備考五の表「有機過酸化物Ｄ（固体）」の項中「ターシャリーブチルパーオキシ－３，５，５－トリメチルヘキサノエイト（濃度が42質量％以下で、固体希釈剤を58質量％以上含有するもの）」の項の次に次の１項を加える。

（［３ｒ－（３ｒ，５as，６ｓ，８as，９ｒ，10ｒ,12ｓ,12ar＊＊）］－デカヒドロ－10－メトキシ－３，６，９－トリメチル－３，12－エポキシ－12ｈ－ピラノ［４，３－ｊ］－１，２－ベンゾジオキセピン）

別表第１備考五の表「有機過酸化物Ｆ（固体）」の項中「ジクミルパーオキサイド（濃度が52質量％を超え、固体希釈剤を57質量％以下含有するもの）」の項の次に次の１項を加える。

３，６，９－トリエチル－３，６，９－トリメチル－１，４，７－トリパーオキソナン （濃度が17質量％以下で、希釈剤Ａを18質量％以上、固体希釈剤を65質量％以上含有するもの）

別表第十八を次のように改める。

別表第18　搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
アルコール性飲料（アルコール度が24％を超え70％以下のもの）	○	○	○	５ℓ	小売販売されている容器に収納されていること。
非放射性の化粧品類及び医薬品類（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	○	○	○	２kg又は２ℓ	エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
副次危険性を有しないものであって、区分番号が２．２のエアゾール（スポーツ用品又は日用品であって、一容器あたりの質量又は容量が0.5kg又は0.5ℓ以下のもの）	○	×	×		
心臓ペースメーカーその他の体内に埋め込まれた装置（放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの）	—	—	○	—	
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するものであって、一容器あたり５kg以下のもの）	○	○	○	—	１）小型容器に、弁及び調整機が装備されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 ２）機長は、当該物件の積載場所及び個数を把握すること。
区分番号が２．２の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充てんして携帯するもの）	○	○	○	—	
装弾（国連番号が0012、0014のものに限る。）	○	×	×	５kg	１）当該物件は自らが使用するものに限る。 ２）自己の受託手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 ３）数量は包装込みの質量である。
ドライアイス（生鮮食料品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	○	○	×	2.5kg	受託手荷物とする場合は、包装物に以下を表示すること。 １）「DRY ICE」又は「CARBON DIOXIDE, SOLID」の文字 ２）正味質量が2.5kg以下である旨
小型の喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するもの及び不測の作動を防止するための機能を有しないプリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）を除く。）又は小型の安全マッチ	×	×	○	１個	１）充てん用のオイル及びガスは持ち込んではならない。 ２）当該物件は、自らが使用するものに限る。
リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第１に掲げる特別規定Ａ123に準拠する電池を含む。以下この別表において「蓄電池等」という。）（電解液の漏えいを生じないように措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下この別表において「電動車椅子等」という。）（蓄電池等を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	１）蓄電池等のうち、別表第１に掲げる蓄電池（漏れ防止型）にあっては別表１に掲げる特別規定Ａ67に準拠していること。 ２）蓄電池等（別表第１に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定Ａ123に準拠する電池を除く。）を取り外すことができない電動車椅子等は、機長がその積載場所を把握すること。
電動車椅子等から取り外した蓄電池等（短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの）	○	×	×	—	１）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 ２）蓄電池等（別表第１に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定Ａ123に準拠する電池を除く。）は、容器に「Battery, wet, with wheelchair」又は「Battery, wet, with mobility aid」の表示を行うとともに、ラベルＱ及び第４号様式によるラベルを付すこと。
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	１）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 ２）リチウムイオン電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	—	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	１個（１個あたりのワット時定格量が160Wh以下のものにあっては、その数量２個を１個とする。）	
ヘアーカーラー（炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの）	○	○	○	１個	充てん用の炭化水素ガスは持ち込んではならない。
水銀気圧計又は水銀温度計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	×	○	×	—	１）当該物件が気象に関する政府機関又は専門機関の職員により輸送される場合に限る。 ２）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。
膨張式救命胴衣に用いられるガスシリンダー（区分番号が２．２の炭酸ガス又は高圧ガスが充てんしてある小型のもの）	○	○	○	胴衣一着当たりの装備数量 ２個	
予備のガスシリンダー	○	○	○	２個	
膨張式救命胴衣以外の装置に用いられるガスシリンダー（区分番号が２．２の炭酸ガス又は高圧ガスであって一容器あたり50mℓ以下のもの）	○	○	○	４個	
熱を発生する器具（高光度の潜水ランプ等）	○	○	×	—	熱を発生する部分と電池を分けること。